

令和4年度

「生衛業受動喫煙防止対策助成金」のご案内

受動喫煙防止対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金」(都道府県労働局)を受けられない事業者(労働者災害補償保険の適用を受けない事業主(一人親方等))が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費について助成します。

(注) 労働者災害補償保険の適用事業者は、都道府県労働局が助成します。

助成対象となる事業主

次のいずれにも該当する「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の施行令に規定する飲食業者(すし、めん類、中華、社交、料理、一般飲食、喫茶)です。

- ① 労災保険の適用対象外の個人事業主
- ② 健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設の事業主

注 既存特定飲食提供施設とは、令和2年4月1日時点で営業している以下の要件をすべて満たす飲食店をいいます。

- ・個人経営、又は中小規模の会社により営まれているもの
中小規模の会社とは、資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社をいいます。
また、ここではみなし大企業(資本金の額又は出資の総額が5000万円の会社が1社で株式の2分の1以上を占めている、若しくは資本金の額又は出資の総額が5000万円の会社複数社で株式の3分の2を占めている会社)は中小規模の会社に含まれません。
- ・客席部分の面積が100㎡以下の店舗

助成対象となる措置事業

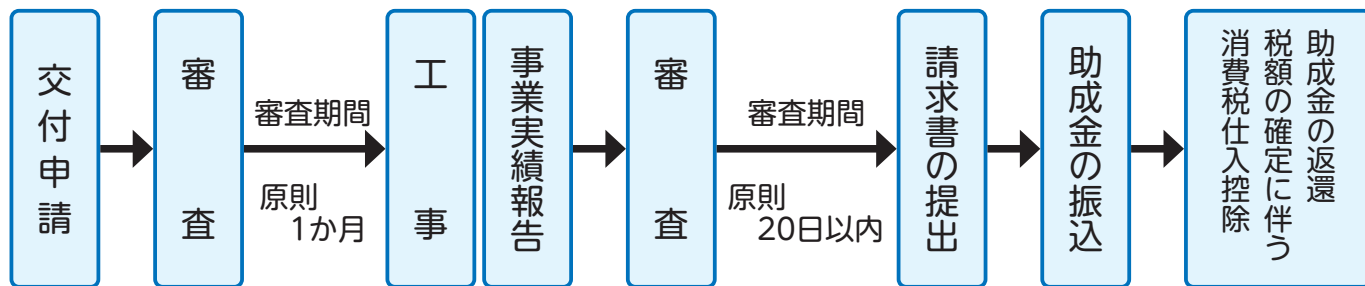
①	右の基準を満たす 喫煙専用室の設置・改修 ※ 指定たばこ喫煙専用室、喫煙可能室、及び喫煙目的室も対象	・喫煙専用室等の出入口で、喫煙室内に向かう風速が、0.2m/秒以上であること ・たばこの煙が喫煙専用室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
②	右の基準を満たす 脱煙機能付き喫煙ブースの設置・改修	事業主の責めに帰すことができない事由により、上記①の基準を満たすことが困難な場合において、次の機能を有する脱煙機能付き喫煙ブースを整備することにより、上記①の基準と同等程度のたばこ煙の流出防止を行うこと ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m ³ 以下であること
③	右の基準を満たす 屋外喫煙所(閉鎖型)の設置・改修 ※ 喫煙専用室の措置要件で申請することも可能	・事業場の屋内を全面禁煙とすること ・排気装置を設置し、たばこ煙が屋外又は外部の場所に排気されていること ・屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと ・専ら喫煙の目的で屋外喫煙所を使用するための構造や設備であること

助成の内容

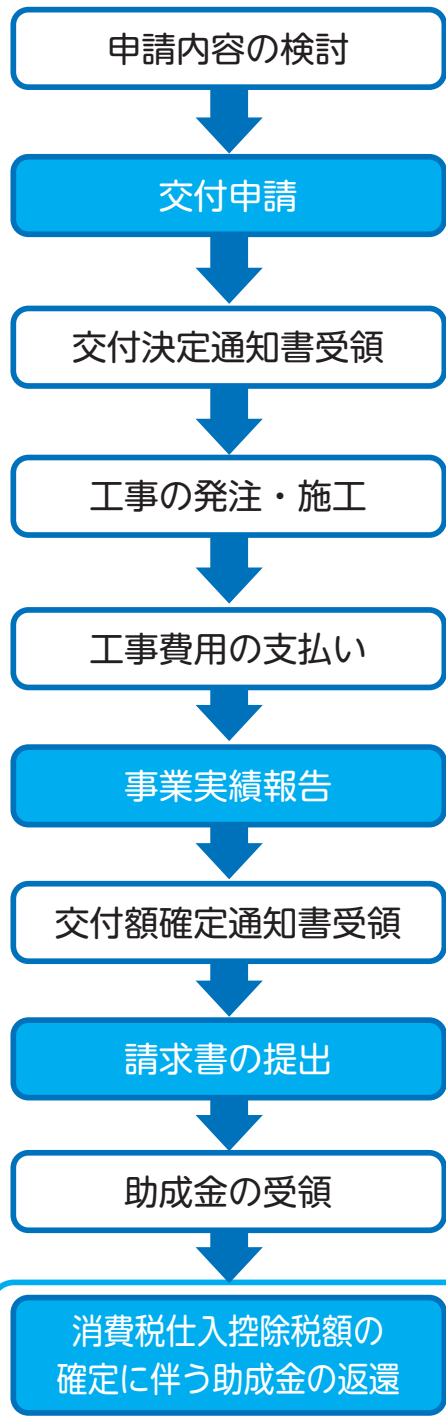
助成対象経費	助成率	上限
喫煙専用室等の設置に係る工費、設備費、備品費、機械装置費、管理費及び雑役務費	2/3 (既存特定飲食提供施設)	100万円

※ 留意事項 設置する喫煙専用室等の単位面積当たりの助成対象経費上限 60万円/㎡

申請手続きの流れ (労働者災害補償保険の適用事業者は、都道府県労働局が助成します)



[概略]



実施要領などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明の点があれば、全国指導センターにお気軽にご相談ください。

申請書類を2部ずつ、事業所所在地の(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)に提出してください。審査期間は原則1か月以内です。*書類の形式的審査を都道府県指導センターで、詳しい技術的審査を全国指導センターで行います。

助成金の交付が適当と認められると、全国指導センターが「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定通知書」を発行・送付するので、この通知書を受領してから、工事に着手してください。

交付決定の内容に従って工事を実施してください。事業内容に変更がある場合は、「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定内容変更承認申請書」を都道府県指導センターに提出し、全国指導センター理事長の承認を受ける必要があります。

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細書を受領してください。分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

実績報告書類を2部ずつ、事業所所在地の都道府県指導センターに提出してください。実績報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

最終的に助成金の交付が適当と認められると、全国指導センターが「受動喫煙防止対策事業助成金交付額確定通知書」を発行・送付します。

確定通知書を受領した後、所定の様式の請求書に助成金の振込先として指定する口座等の情報を記載し、全国指導センターに提出(送付)してください。

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

この助成金にかかる仕入控除額が確定した場合は、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所定の様式を作成して、全国指導センターに提出(送付)してください。

*仕入控除額があることが確定した場合の返納方法については、全国指導センターに確認してください。

